

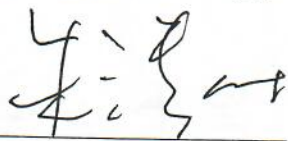
中华人民共和国中国科学技术大学与日本九州大学

学生交流备忘录

中华人民共和国中国科学技术大学与日本九州大学，在学术交流协定的基础上，实施如下学生交流计划。

- 第一条 基于本备忘录的交换学生由派遣方大学进行选拔，并由接受方大学决定其是否入学。
- 第二条 双方每年可接受对方3名以内，不以取得学位为目的的学生入学，接受学生的具体人数通过事前协商确定。
- 第三条 交换学生在对方大学交流的期限不超过1年。
- 第四条 接受方大学将不收取交换学生的审核费、入学费及学费。
- 第五条 交换学生的专业仅限于接受方大学能配备相应的指导教师，并且能提供相关教育课程的学科领域。
- 第六条 交换学生必须具备接受方大学所要求的语言能力，应达到在学习中无障碍的程度。
- 第七条 双方应对交换学生在接受方大学的学习成绩给以承认。
- 第八条 接受方大学应尽力在大学内或大学附近为交换学生提供合适的住宿。
- 第九条 双方应为交换学生完成其学业提供相关的信息。
- 第十条 本备忘录的文本由中文及日文两种文字写成，两文本皆为正式文本。

中国科学技术大学 校长



朱 清时

2006年6月27日

九州大学 总长



梶山 千里

2006年5月26日

九州大学と中国科学技術大学との間の学生交流に関する覚書

日本国九州大学と中華人民共和国中国科学技術大学は、学術交流協定に基づき、次のとおり学生交流を行うものとする。

第1条 本覚書に基づく交換留学生は、派遣大学が選考し、その入学の決定は受入大学が行うものとする。

第2条 毎年、受入大学は 3名以内で学位取得を目的としない学生を受け入れることとし、受け入れる学生数は事前に協議するものとする。

第3条 学生の受入期間は、1年を超えないものとする。

第4条 受入大学は、当該学生に係る検定料、入学料及び授業料を徴収しないものとする。

第5条 当該学生の専攻分野は、受入大学が適切な指導教員を配置でき、かつ適当な教育課程を提供できる分野に限るものとする。

第6条 当該学生は、勉学上、支障のない程度の十分な、受入大学が要求する語学の能力を有するものとする。

第7条 両者は、受入大学での当該学生の履修の認定を行うことに同意するものとする。

第8条 受入大学は、当該学生の住居に関し、大学敷地内あるいは近辺に適切な住居を提供できるよう努めるものとする。

第9条 両者は、当該学生の学業遂行に対する適切な情報を与えることに同意する。

第10条 本覚書は、日本語及び中国語で作成され、両文書はいずれも等しく正文とする。

九州大学 総長

梶山千里

梶山 千里

2006年 5 月 26 日

中国科学技術大学 校長

朱清時

朱 清時

2006年 6 月 27 日